

本邦に到着した模造けん銃の取扱いについて

昭和 49 年 3 月 14 日蔵関第 294 号

改正 平成 6 年 3 月 31 日蔵関第 331 号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号。以下「法」という。）第 22 条の 2（模造けん銃の所持の禁止）の規定により所持が禁止される模造けん銃を税関において発見した場合の取扱いについては、警察庁及び郵政省と協議の結果下記によることとなつたので、了知されたい。

記

1 所持が禁止される模造けん銃

所持が禁止される模造けん銃（以下「模造けん銃」という。）とは、金属で作られ、かつ、けん銃に著しく類似する形態を有するもので、次の措置（以下「閉そく等」という。）を施していないものをいう（法第 22 条の 2 第 1 項、同法施行規則第 17 条の 2 第 1 項）。

- (1) 銃腔に相当する部分を金属で完全に閉そくすること。
- (2) 表面（銃把に相当する部分の表面を除く。）の全体を白色又は黄色とすること。

なお、模造の小銃、砲、猟銃又は古式銃砲、プラスチック製若しくは木製のけん銃等は模造けん銃に含まれない。

2 郵便以外の方法で本邦に到着した場合の取扱い

(1) 輸入しようとする貨物（携帯及び別送して輸入しようとするものを含む。以下同じ。）の中に模造けん銃に該当するか否か疑義のあるものを発見したときは、税関はその所在地を管轄する警察署（以下「所轄警察署」という。）に通報して担当官の派遣を求め、別紙様式第 1 によりその認定を依頼する。

(2) 輸入しようとする貨物が模造けん銃に該当することが明らかな場合又は(1)により模造けん銃と認定された場合には、税関は、当該模造けん銃を輸入しようとする者（以下「輸入者」という。）に対して、法第 22 条の 2 により、模造けん銃は国内においては所持が禁止されていることを説明し、積戻し又は所有権の放棄のうちのいずれかの方法をとるよう指導するものとする。ただし、輸入者が国内引取りを強く希望しており、かつ、当該模造けん銃について閉そく等の作業を税関に近接する指定保税地域又は保税蔵置場（以下「保税地域」という。）において行うことが可能である場合は、下記 4 により輸入者に閉そく等の作業を行わせたのち輸入を許可して差し支えない。

(3) イ 輸入者が積戻しを希望するとき（携帯して再出国する場合を含む。）は、積戻しの手続をとらせる。

ロ 輸入者が所有権の放棄を希望するときは、「任意放棄書」（税関様式 C 第 5380 号）を税関に提出させる。任意放棄された模造けん銃は、遅滞なく所轄警察署に引き継ぐものとする。所轄警察署への引継ぎに当たっては、「廃棄依頼書」（別紙様式第 2）

を作成し、これに当該模造けん銃を添えて行うものとする。

ハ 携帯して輸入される模造けん銃の受払いは、「本邦に輸入される銃砲又は刀剣類等の取扱いについて」（昭和 33 年 3 月 28 日蔵関第 403 号）記 I の 1 の(3)に準じた帳簿を備え、その受払い及び責任の所在を明らかにしておく。

3 郵便で到着した場合の取扱い

(1) 税関検査のために呈示された郵便物の中に模造けん銃に該当するか否か疑義のあるものを発見したときは、上記 2 の(1)に準じて処理するとともに、その旨を当該通関局に通報する。

(2) 郵便物に包有されるものが模造けん銃であることが明らかな場合又は(1)により模造けん銃と認定された場合は、名あて人に対し「外国から到着した郵便物の税関手続のお知らせ」をもつて通知する。その際、当該様式の税関連絡欄に「模造けん銃が包有されていますが、わが国では模造けん銃は所持できないことになっていますので、その措置につき至急表記税関に連絡して下さい。」と記載する。名あて人より連絡のあつたときは、上記 2 の(2)に準じて取り扱うものとする。

(3)イ 名あて人が当該郵便物の返送を希望するとき又は受取りを拒否するときは、当該通関局に連絡し、その処理を任せる。

ロ 名あて人が当該模造けん銃を放棄することを希望するとき又は閉そく等の措置を施したうえ引き取ることを希望するときは、それぞれ上記 2 の(3)のロ又は下記 4 により処理する。

なお、税関は任意放棄書を当該通関局に提示した上、受領書と引換えに郵便物の内容品の全部が該当物品であるときは郵便物を、郵便物の内容品の一部が該当物品であるときは、該当物品のみを受領する。

4 閉そく等の手続等

(1) 郵便以外の方法で本邦に到着した場合

閉そく等の作業を保税地域において行うに当たっては、輸入者に関税法第 40 条又は第 49 条の許可を受けさせたのち行わせる。

(2) 郵便で本邦に到着した場合

閉そく等の作業は、当該模造けん銃が発見された郵政官署において行う。ただし、郵政官署内で作業することが適切でない場合は、当該模造けん銃について関税法第 63 条の保税運送の承認を受けさせ、当該郵政官署に近接する保税地域に運送させた後、上記 4 の(1)の手続に準じて処理する。

(3) 閉そく等の作業に係る保税運送及び保税作業において必要があるときは、所轄警察署と協議の上、警察官の派遣を求めることができる。

(4) 閉そく等の作業が完了したときは、その旨を直ちに税関に報告させ、必要に応じ税関は、必要な措置が施されたか否かの認定を別紙様式第 3 により所轄警察署の当該物件を添えて依頼するものとする。

様式第 1

(発達番号)

平成 年 月 日

警 察 署 長 殿

(税関官署の長)

模造けん銃認定依頼書

次の物件は、模造けん銃に該当するか否かについて疑義があるので認定を依頼する。

記

製 造 国 名	
物 件 の 名 称 ・ 型 式	
全 長	cm
銃 身 長	cm
税 関 の 取 扱 番 号	

(規格 A 4)

(発達番号)

平成 年 月 日

(税関官署の長) 殿

警 察 署 長

模造けん銃認定書

平成 年 月 日付 (税関の発見番号) で照会のあった物件は、銃砲刀剣類所持
等取締法第 22 条の 2 に規定する模造けん銃に ^{該当する} と認定する。
_{該当しない}

記

製 造 国 名	
物 件 の 名 称 ・ 型 式	
全 長	cm
銃 身 長	cm
税 関 の 取 扱 番 号	

(規格 A 4)

様式第2

(発達番号)

平成 年 月 日

警 察 署 長 殿

(税関官署の長)

模造けん銃廃棄依頼書

次の模造けん銃を廃棄されるよう輸入者の任意放棄書（写）を添えて依頼する。

記

製 造 国 名	
物 件 の 名 称 ・ 型 式	
全 長	cm
銃 身 長	cm
丁 数	丁
税 関 の 取 扱 番 号	

(規格A4)

(発達番号)

平成 年 月 日

(税関官署の長) 殿

警 察 署 長

模造けん銃受領書

平成 年 月 日付（税関の発見番号）で廃棄を依頼された次の模造けん銃は確かに受領しました。

記

製 造 国 名	
物 件 の 名 称 ・ 型 式	
全 長	cm
銃 身 長	cm
丁 数	丁
税 関 の 取 扱 番 号	

(規格A4)

様式第3

(発達番号)

平成 年 月 日

警 察 署 長 殿

(税関官署の長)

模造けん銃の閉そく等作業に係る認定依頼書

次の模造けん銃について銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第17条の2第1項に規定する措置を施したので認定を依頼する。

記

製 造 国 名	
物 件 の 名 称 ・ 型 式	
全 長	cm
銃 身 長	cm
丁 数	丁
措 置 の 内 容	
税 関 の 取 扱 番 号	

(規格A4)

(発達番号)

平成 年 月 日

(税関官署の長) 殿

警 察 署 長

模造けん銃の閉そく等作業完了認定書

平成 年 月 日付 (税関の発見番号) で認定を依頼された物件は、銃砲刀剣類
所持等取締法第22条の2に規定する模造けん銃に ^{該当する} と認定する。
_{該当しない}

記

製 造 国 名	
物 件 の 名 称 ・ 型 式	
全 長	cm
銃 身 長	cm
丁 数	丁
措 置 の 内 容	
税 関 の 取 扱 番 号	

(規格A4)